Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-27

講演「大学教育の質の維持向上のための方策について」（大学教育研究センター第3回研究集会）

村田，直樹

(Citation)
大學教育研究,04:128-132

(Issue Date)
1996-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81004612

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004612

KOBE UNIVERSITY

○司会（波田）　天野先生、どうもありがとうございました。

神戸大学では、現在、小林副学長のもとで教育システム検討委員会という委員会が組織されていて、そこで改革に対する見直しが進行しております。そこで“騒然たる論議”をということになるのかと思います。

皆様方のいろいろ御意見、御質問がおありと思いますけれども、一応最後に質疑のコーナーを設けておりますので、そのときにさせていただきたいと思います。

それで、ここで15分間休憩させていただきます。ですから、50分に再開させていただきます。

（休　　憩）

○司会（波田）　それでは、後半の部を再開させていただきます。

これから３人の先生方より、具体的なお話をいただきます。このリーフレットの趣旨のところの原文は、研究部の川嶋先生がつくられたんですけども、その表現を使わしていただきますと、「良き指導者となるための仕掛け」と書いてありますが、そのお話をこれから３人の方にお願いします。

まず最初に村田直樹文部省高等教育局大学課大学改革推進室長に「大学教育の質の維持向上のための方策について」というタイトルで御講演をいただきます。

村田室長は、国際基督教大学の御出身で、昭和53年に文部省に入られ、在英日本大使館１等書記官などを歴任されて、平成３年６月から３年間は兵庫県教育委員会社会教育文化財課長をなさっておられました。現在は、平成６年６月から大学改革推進室長として、我々に直接かかわる大学改革を強力に進められる立場にあられる方です。

では、村田室長、よろしくお願いします。

講演「大学教育の質の維持向上のための方策について」

村田直樹（文部省高等教育局大学課
大学改革推進室長）

ただいま御紹介いただきました大学改革推進室の村田でございます。

最初にお断りしておきますけれども、私、大学改革推進室の長でございまして、大学革命の指導者ではございませんので、念のためお断りしておきたいと思います。

今日はお手元のレジュメに基づいてお話をさせていただければと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、今日、大学教育に対する関心の高まりと言いますか、大学教育の質に対する関心の高まりということが言われております。その背景についていくつか具体的に考えてみたわけでございますけれども、１つは教育効果と言いますか、エフェクティブネスの視点でございます。

これは例えば最近、経済界などの高等教育に関する改革提言を見ておりますと、出口管理の徹底を求める提言がございます。先ほど、天野先生のお話で、「企業は口先では『中身を問います』と言ってるけれども実態は必ずしもそうではない」というお話がございました。確かにそうなのかもしれません。今までふるい分け機能というのは大学入試に、入学者選抜の時点に着目をしてその選抜機能を利用して企業が人材の採用をしていたと言われています。今度、出口管理を要望するということは、大学の出口のところでの選抜機能に期待をするということなのかもしれません。

しかし、いずれにいたしましても、昨今、大学の出口の管理をしっかりやれという要望が出てきております。これがまた、一般国民の間でも共感を得ておりまして、アメリカと同様に入るのはやさしいけれども出るのが難しい、そういう高等教育を実現せよという世論が形成されるわけです。ただし、これは総論賛成各論反対という恐れもあるわけですが、いずれにいたしましても、高等教育、大学教育を通じて、どういう能力を身につけさせて大学から外の社会に送りだしていくかという、そこのところが問われはじめていることは間違いありません。

次に、より開かれたものとしての大学ということでござい

ます。これは一般論としては今、いろんなことで情報公開という流れがあるわけでございまして、かつて大学の中で何が行われているのかということに対しては、象牙の塔という感じで、あまり問われることがなかった時代もあるわけですけれども、今は大学といえども積極的に社会に情報公開していく、情報を発信していかなければならない状況になっております。

これは1つには進学率の上昇も背景として考えられるのではないかと思うわけでございます。すなわち、かつては同一年齢人口の1割ほどしか大学、短期大学に進学しなかったわけですけれども、今や同一年齢人口の4割から4割5分程度の者が大学に進学をしているわけです。親が高等教育を受けているケースが増えてきているわけですから、大学に対する関心というものは、今やかなり多くの人が共有していることになります。大学で一体どういう教育が行われているかという関心にもつながっていく。したがって、そうした関心にこたえるべく大学というものは、社会に開かれていかなければならないと思うわけでございます。

3点目は財政問題ということでございます。限られた財源を、なぜ高等教育、大学に配分しなければならないか、なぜ高等教育に重点をおかなければならないかということを積極的に証明していかなければならない、という事態が来ております。高齢化社会の中で、福祉の方が大事ではないかと、あるいは初等中等教育の方が基礎を築く上で大切ではないかという議論がある中で、なぜ高等教育、大学教育に、限られた財源をさらに配分していかなければならないかという疑問に、大学自体が積極的にこたえていかなければならない、そういう時期に来ていると思います。

4点目は国際化に伴う流動性の高まりということでございます。ヨーロッパ諸国ほどではございませんけれども、日本の高等教育も国際社会の中に位置づけられて教育研究活動を進めていくわけでございます。留学生もかなり来るようになってきているわけですが、そうした中で、大学が授与する学士号を初めとする各種の学位、そういうものが諸外国の同様の学位と比較して、質的に同等なものであるということを証明することが求められていると思います。これらの要素が合わさって、大学教育の質に対する関心というものが高まってきているということが言えようかと思います。

右側に高等教育におけるアカウンタビリティということで、三角形の図を示しております。社会に対して大学がどのようにこたえていくか、社会の中には納税者であるとか財政支援を担当する政府であるとか、こういうものが含まれますし、顧客の方には大学に入って来る学生、あるいは学生を採用する雇用者がおり、彼らの要請に大学教育がこたえていかなければならない。3つ目の専門分野ですけれども、これはなかなか日本の場合には専門職能集団というのが必ずしも大きな発言力を持っていないわけですけれども、欧米などですと医師であるとか、弁護士であるとか、あるいはテクニシャンといったような専門職能集団がかなりの発言力を持っておりまして、そういった専門職能集団に対しても、大学教育というものが責任を果たしていかなければならないというふうな状況があるわけでございます。

今、申し上げたようなことが大学教育の質、あるいは大学が社会に対して教育の質に関してこたえていかなければならない状況でございますが、それでは大学教育の質を規定するものは一体何かということが次の問題でございます。

思いつくままに挙げておりまして、必ずしもすべてを網羅しているわけではございませんけれども、1つはハード面を中心とするいわゆる教育条件ということが考えられるかと思います。具体的には、土地でありますとか建物、あるいは図書館の図書資料の数、あるいは学生と教員の比率、そうした比較的量的に把握のできる要素あるいは項目が挙げられるだろうと思います。

そして、2つ目は教員でございます。教員の教育経験、あるいは研究実績、あるいは教員としての資質というものも含まれるかもしれませんけれども、こうしたものが大学教育の質というものを規定していくであろうと。

また、学生自身も大学教育の質を規定するものとして考えられるかと思います。学生の能力でありますとか適性、あるいは意欲、関心といったものも含まれるわけでございます。

そして、4番目に教育内容、方法ということが考えられるかと思います。この場合、教育内容、方法とだけ書いてございますけれども、大前提として目標の明確化、目標がまず定まってなければ、その目標を達成するための内容や方法というものも決まってこないということで、まず目標の明確化ということが大前提であると思います。

この目標の明確化と教育内容、方法の関連で少し申し上げますと、先ほど国立大学の教養部の廃止のことで、教養部廃止後の教養教育のあり方について、課題が指摘されたわけでございます。私、国立大学の教養部改組を担当しておりまし

て、平成３年度時点で30の国立大学で教養部があったんですけれども、今年度までに既に17の国立大学で教養部が改組されまして、残すところ13大学という状況になっております。平成８年度の概算要求では、この中からさらに７大学が教養部を改組したいという要求を総務庁や大蔵省にしておるわけでございまして、この要求が認められますと、国立大学で教養部を置く大学というのは６大学になってしまうという状況でございます。

国立大学の方々から教養部の改組というお話を伺う機会が多いわけでございますけれども、その際なぜ教養部を改組するのですかとの問いに対して、一般教育のこれまでの問題として高等学校教育の焼き直しであったとか、担当教員が分離されておって教養と専門の一貫した４年のカリキュラム立てが難しいとか、そういうお話があります。次いで、それでは新しい教養教育の目標はどういうところにあるのかとうかがいますと、学生に総合的な視野を与えるような教育を行いたいというようなお答えがございまして、それではそれをどういう形でカリキュラムに取り入れようと考えておられるのかというふうに聞きますと、総合科目という授業科目を設定してこれに対応しますというお話があります。そこで、総合科目というのは必修ですかと伺いますと、いや選択ですというお答えが返ってきまして、じゃあどうやって総合的な視野を養うという目標をこのカリキュラムで達成されるんですかという御質問をしますと、なかなか答えが返ってこないという場合もございます。

このように設定した目標とそれを達成するためのカリキュラムとの関連性が必ずしも明確でない場合があるわけです。

いずれにしても、目標設定ということが極めて大切でありまして、この目標設定があって初めてそれを実現するための教育内容でありますとか、教育方法というものが定まってくるのではないかと。そしてまた、この目標と照らし合わせて教育内容や方法というものか妥当なものであるかどうかということの判断が初めて可能になるのではないか考えております。

今、大学教育の質を規定するものとして、１番から４番まで挙げているわけですけれども、先ほど来、天野先生のお話を伺っていて、支援体制でありますとか、これらを相互にシステマティックに組み合わせていく組織運営というものが、この４つの中から落ちているなということを、ふと思った次第でございます。もっとほかにもいろいろと落ちこぼれがあるかと思いますけれども、いずれにいたしましても支援体制でありますとか、これらをシステマティックに運用していく、組み合わせていく、そういう組織運営というものも大学教育の質を規定する重要な要素であろうかと思います。

それから、さらに言えば、これらの要素は相互に関連をするわけでございまして、相互に関連をしてその中から大学の雰囲気と言いますか、アカデミックなアトモスフィアと言いますか、そういうものが生まれてきて、全体として大学教育の質を規定しているのではないかというふうに思う次第でございます。

以上、思いつくままに大学教育の質を規定するものについて考えてみたわけですが、最後の３番目といたしまして、大学教育の質の維持向上のための方策として、それでは何が考えられるかということを思いつくまま順不同でそこに挙げさせていただきました。

まず、１つ目は最低基準の設定ということでございます。

具体的には、例えば大学設置基準のように、主としてハード面についての最低限のスタンダードというものを定めまして、そこでもって質を維持しようという考え方があります。設置基準もそうですし、大学入学資格というものも、大学教育の質を規定する要素であります学生というものの１つの最低基準として考えられるのではないかと思います。

それから、２つ目として専門家による審査、あるいは指導助言ということがあります。括弧内にアクレディテーション団体と視学委員という例を挙げておりますけれども、日本の場合には大学設置審議会の専門委員会で、まず専門家による審査が行われますが、これはまさに審査の部分でございます。そして、アクレディテーション団体的なものとしては、財団法人の大学基準協会があるわけでございまして、ここが平成８年度から相互評価というものを実施していこうということで、今、準備をしておられるわけでございます。

それから、文部省の方で直接やっておりますのが視学委員という制度がございます。これは戦前に視学というものがかなり強力なパワーをもっておったわけでございますけれども、現在の視学委員というのは、専門家が専門の学部を実地に視察をさせていただいて、専門家同士の立場から指導助言をさせていただくという制度として、戦後設けられたものでございます。これらのアクレディテーション団体や視学委員というのは、設置審査とは異なりまして、どちらかと言うと専門家による指導助言というふうな色彩の濃いものではないかと

思われます。

それから、３番目でございますけれども、学業成績の評価の適正化ということでございます。大学の入り口の部分で入学者選抜をいかに適切に行うかと、この入学者選抜についても大学でどのような人材を養成しようかという目標に照らして選抜方法が考えられるという筋合いのものでございますが、まず入学の段階での選抜。それから大学に入ってからの通常の成績の評価という部分を、どのように適正化していくかということでございまして、一般的に言いますとアメリカなどの大学に比べまして、大学に入ってからの学生の学業成績の評価というものに対しては、明確な基準というものがないということもありますし、またその社会的な風土もありまして、留年生を出すといろいろともめごとが起きるというふうな風土もございまして、入った人は出ていってもらうというふうな形が一般的であるかのように思われているのが日本の制度でございまして、ここの部分をどのように改善していくのかということが大切でございます。

ただ、成績評価を厳しくして落ちこぼれるやつは落第させるか、退学させればいいではないかという議論もあるわけですけれども、恐らく日本の大学の場合、出口管理をしっかりする前に教員が効果的な教育をするということが大切でありまして、それなくしてただ単に最後の学期末の試験の結果が悪かったから、こいつは落第というふうなことをすれば、それはやはり批判を浴びることになるだろうと。まず、教員が自分の授業というものを責任を持って実施をして、その結果として適正な評価をして、その評価から漏れた、基準から漏れた者については、落第なり単位を与えないという措置を講ずる必要があるだろうというふうに思うわけでございます。

それから、教員の業績評価の適正化ということでございます。どちらかと言いますと、研究業績の評価ということが教員を評価する際のウエイトが重いわけでございまして、教育面での評価というものをどうやってやっていくかということが、これまた今後の課題であろうかと思うわけでございます。

アメリカなどでは１つのテキストをつくるということが、かなり業績評価として適切に評価をされるという側面もあるようでございます。日本の場合、なかなかよい大学教科書ができないのは、そういった教科書づくりに対する一般的なと言いますか、専門家集団の評価というものがあまり高くないからだというふうなことをおっしゃる方々もおられるわけですけれども、いずれにいたしましても教育面、教授能力の面での教員の評価をどうやっていくかということは大切な課題であろうかと思います。

そして、次に教育内容、方法の研究開発ということでございます。今、申し上げたテキストの開発ということも大切なことでございまして、東京大学の教養学部が教養課程の改革の中で、英語のテキストを開発をしたということが大きく取り上げられておりましたけれども、ああした形で日本の大学がきっちりした学生向けのテキストをつくるということは、なかなかないのが現状であります。せいぜい自分の書いた本を授業で使うということはあるわけですけれども、それはあくまで自分の授業でしか使えないようなテキストでありまして、普遍性に欠けるようなものではないかという指摘もあるわけでして、教育内容、方法の研究開発というものが、今後大いに進められなければならないと思います。

そういう意味で、教養部改組との関連で、私どもも大学教育研究センターなどの設置の要請があれば、これを積極的に支援をしているわけでございます。今まで申し上げましたように、質の維持向上のための方策は、いろいろと今後検討しなければならない課題があるわけでして、大学における教育内容や方法の研究開発というものに、今後、一層力を入れていく必要があるだろうというふうに認識をしております。

それから、教員に対する研修でございます。これも大教センターの１つの役割として課せられている部分でありますけれども、単に新任教員だけではなくって、従来からおられる教員の方々も対象になりましょう。さらには、最近、ティーチング・アシスタントの活用ということが言われておりますけれども、単にＴＡを手足として使うのではなくって、ちゃんと教授方法や教育指導についての研修をした上で、これを活用していくということがＴＡになる本人にとって、あるいはまたＴＡがサポートしている授業を受ける学生にとっても、大事なことではないかというふうに思っております。

私ども、昨年の秋に大学改革の進捗状況とについてという調査を行いまして、ことしの３月に調査結果をまとめたわけです。これによると、学生による授業評価でありますとか、シラバスの作成ということはかなりの大学で行われているわけですけれども、ファカルティ・ディベロップメントということになりますと、これを実施している大学が少ないというデータも出てきておりまして、今後、このファカルティ・ディベロップメントにどのように取り組んでいくかが課題であります。あるいはまたシラバスや学生の授業評価、そしてフ

ァカルティ・ディベロップメントといったことを、個々ばらばらに行うのではなくって、相互に関連づけながらシステマティックにどうやって組み合わせていくかということが、今後大切なことではないとか思っております。

時間がまいりましたけれども、最後にこうした質の維持向上のための方策の中には、ハード面などについては国立大学の場合、国の予算要求をして、それが認められないとどうにもならないという部分もあるわけでございますけれども、そのほかに教員自身、あるいは大学という組織の中で取り組むべき課題というのはたくさんあるわけでございます。そういったことにつきまして、基本的には各大学の自己点検評価というものをベースにして、またそれは組織としての自己点検評価だけではなくて教官個々人の自己点検評価というものをベースにしていただきまして、その点検評価の結果に基づいてさらなる改革に取り組んでいただきたいと思います。

この点における私ども大学改革推進室の役割としては、情報の提供ということで、各大学の取り組みというものを支援をしてまいりたいと思っておるわけでございます。先ほど申し上げましたような大学改革の進捗状況についての調査結果を公表するということによって、各大学が自分の大学が全国的に見てどんな段階にあるのかということについての情報を得ていただけますでしょうし、また、今後はグッド・プラクティスと言いますか、よい先進事例というようなものも積極的に情報提供して、各大学の改革を支援していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますけれども、私の講演とさせていただきます。

○司会（波田）　どうもありがとうございました。

大学教育の質の維持向上のための方策として、今後、検討されるべき課題が多いというお話だったかと思いますが、続きまして、苅谷剛彦東京大学助教授に「シラバスの効能　日本型シラバスと大学教育」というタイトルでお話をいただきます。

苅谷先生は東京大学の御出身で、ノースウエスタン大学大学院でPh.D.を取得されております。放送教育開発センターなどを経られまして、現在、東京大学大学院教育学研究科助教授として活躍しておられます。『アメリカの大学・ニッポンの大学』や『大衆教育社会のゆくえ』といった本を出版されておられます。

では、苅谷先生、よろしくお願いします。